

# 富山湾岸サイクリングコースPR映像等作成業務委託仕様書

## 1 委託業務名

富山湾岸サイクリングコースPR映像等作成業務

## 2 委託期間

契約の日から令和4年3月31日まで

## 3 目的

ナショナルサイクルルートに指定された富山湾岸サイクリングコースや、田園サイクリングコースの魅力を紹介する映像及び写真を作成し、県のウェブサイト等による国内・海外への情報発信を行い、サイクリストの富山県への旅行意欲を高め、誘客促進を図る。

## 4 委託業務の内容

企画、出演者（モデル2名以上）の手配、自転車・ヘルメット等の備品の手配、撮影、編集、その他映像及び写真の作成に関する一切の業務を行うこと。

### (1) 映像について

- ①「富山湾岸サイクリングコース」、「田園サイクリングコース」を紹介する映像データをそれぞれ3～5分程度で1本ずつ作成すること。
- ②ドローンによる空撮映像を組み込むこと。
- ③走行シーンなどのサイクリスト（モデル）が登場するシーンは新規に撮影した映像を使用すること。その他のシーンについては必要に応じて既存映像や県の保有する映像データ（※）を使用してもよい。
  - ※「とやま観光ナビ」の「動画ライブラリー『観光動画』」に掲載する以下の映像データ (<https://www.info-toyama.com/movie/>)
    - 〔 総集編（3分）、総集編（1分）、春の富山、夏の富山、秋の富山、  
冬の富山、春の立山、夏の立山、秋の立山、冬の立山 〕
- ④映像の解像度はFullHD以上の画質とすること。
- ⑤BGMを入れること。
- ⑥施設名や観光スポットを紹介するテロップを入れること。テロップは、日本語、英語、中国語（繁体字）の3言語とし、言語別に映像データを作成すること。
- ⑦撮影した動画は県のウェブサイトやYouTubeに掲載するものとし、掲載に係る作業は県で行うものとする。

### (2) 写真について

- ①映像データのトリミングではなく、スチール撮影を行うこと。
- ②映像及び写真の撮影は同時に実施することとする。ただし、3月に「海越しの立山連峰を望みながらのサイクリング」をテーマとした写真撮影を追加で実施すること。
- ③写真の解像度はポスターなどで使用可能な画質とすること。
- ④写真は県のサイクリングマップやウェブサイトに掲載するものとし、掲載に係る作業は県で行うものとする。
- ⑤写真は自転車専門誌、旅行雑誌等に提供可能なものとする。

(3) その他の留意事項

- ①具体的な内容やスケジュール等については、県と協議のうえ進めること。
- ②撮影を行うために必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続き等は受託者自身で行うこと。

(4) 撮影場所の例

①富山湾岸サイクリングコース

(ア)氷見市

氷見市脇（石川県境）、虻ヶ島越しの立山連峰、氷見漁港場外市場ひみ番屋街  
氷見市漁業文化交流センター

(イ)高岡市

雨晴海岸、道の駅雨晴、勝興寺

(ウ)射水市

海王丸パーク、海王岸壁（クルーズ寄港）、新湊大橋、新湊マリーナ

(エ)富山市

岩瀬の街並み、浜黒崎

(オ)滑川市

瀬羽町、ほたるいかミュージアム

(カ)魚津市

海の駅蜃気楼、蜃気楼、蜃気楼ロード

(キ)黒部市

石田浜、生地の清水

(ク)入善町

入善海洋深層水パーク、杉沢の沢スギ

(ケ)朝日町

ヒスイ海岸、ヒスイテラス、朝日町境（新潟県境）

②田園サイクリングコース

(ア)朝日町

あさひ舟川「春の四重奏」

(イ)黒部市

愛本橋

(ウ)魚津市

東山円筒分水槽

(エ)上市町

眼目山立山寺の梅並木、大岩山日石寺

(オ)立山町

雄山神社前立社壇

(カ)富山市

八尾の街並み

(キ)射水市

太閤山ランド

(ク)南砺市

井波の街並み、瑞泉寺、善徳寺

- (ケ)小矢部市  
    クロスランドおやべ
- (コ)砺波市  
    チューリップ公園
- (サ)高岡市  
    瑞龍寺、高岡大仏

## 5 成果品

### (1)映像

映像データを収録したDVD 2組

### (2)写真

写真データを収録したDVD 2組

## 6 スケジュール（目安）

- 9月上旬まで : 企画作成、出演者（モデル）の選定、撮影準備
- 9月上旬～ : 撮影
- 12月末まで : 編集、納品（可能なものから随時納品すること）
- 3月末まで : 「海越しの立山連峰を望みながらのサイクリング」をテーマとした写真の撮影、納品

## 7 その他、業務執行上の留意点

- (1) 成果品に係る著作権はすべて富山県に帰属する。また、成果品について富山県は二次利用できるものとする。
- (2) 業務の実施にあたり、第三者（富山県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理等、利用に必要な措置を講じること。
- (3) 撮影時においては、道路交通法等の法令を遵守すること。
- (4) 成果品について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (5) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではないこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて富山県と協議すること。
- (7) 本仕様書は、プロポーザル用であり、採用者とは、内容を別途協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。